

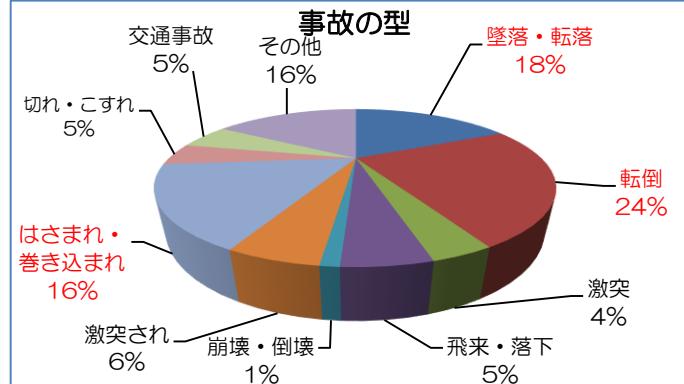
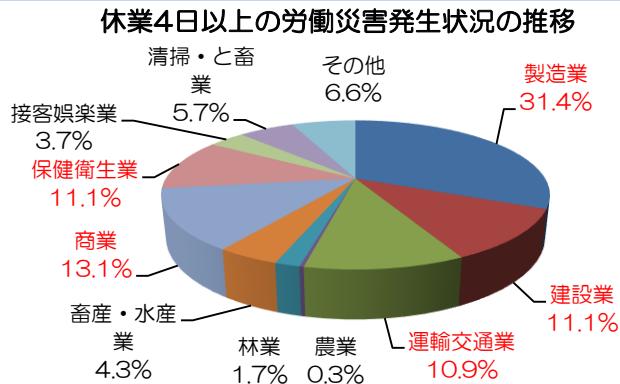
石巻署管内における労働災害防止について

令和4年に石巻労働基準監督署管内で発生した労働災害（休業4日以上の労働者死傷病報告による）についてまとめました。このリーフレットを参考に、事業場内の労働災害防止対策の状況を確認し、現状を踏まえた取組を行ってください。

1. 令和4年の労働災害発生状況（350件）について（新型コロナウイルス感染症による件数を除く）

（1）業種について

業種では、製造業が31.4%と最も多く、次いで商業13.1%、建設業11.1%、保健衛生業11.1%、運輸交通業10.9%となっています。

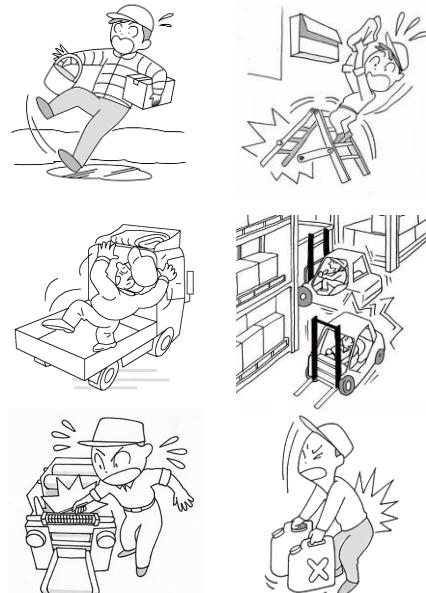


（2）事故の型について

事故の型では、転倒が24%と最も多く、次いで墜落・転落18%、はざまれ・巻き込まれ16%と続いています。

① 転倒災害

床面に置いた物や段差、濡れていた床で滑り転倒しているほか、凍結路面による転倒も発生しています。また、台車や物を引っ張った時の反動によりバランスを崩したことによる転倒も発生しています。被災者の70%は骨折しており、休業期間の長期化する傾向にあります。



② 墜落・転落災害

貨物自動車の荷台からの墜落が30%、階段からの墜落も19%と多く発生しています。そのほか、梯子や脚立使用時、蓋が開いた排水溝や作業台の端、機械や伐倒木及び荷の上部からの墜落も発生しています。

③ はざまれ・巻き込まれ災害

食品や金属加工機械、コンベアなどを起因としたものが47%と半数を占めており、多くは機械を止めずに手などを入れる（安衛法違反です）ことで発生しています。そのほか、フォークリフトやクレーン使用時に機械と荷の間、トラックのあたりや運転席ドア、建築物のドアなどにはざまれる災害が発生しています。

④ 上記以外の各種災害

フォークリフトが後退したときに接触する、フレコン等の荷の崩壊により下敷きとなる、可搬式グラインダーやチェーンソーの刃に接触する、洗浄作業中に薬品に接触し負傷するなどの災害が発生しています。また、荷を持ち上げる時や介助時に腰を痛めたり、バランスを崩した時に踏ん張り足を痛めるなどの無理な姿勢による災害も多く発生しており、全体の12%を占めています。

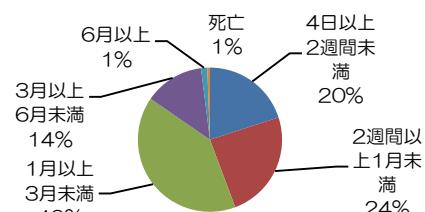
（3）休業見込期間について

1月以上休業が必要と見込まれるものが56%と、依然として半数を超えており、3月以上の長期休業も16%発生しています。

労働災害が発生すると、労働者は長い期間の休業を余儀なくされ、それに伴い企業も労働力減少による損失が長期間にわたっている実態がうかがえます。

出典：『職場のあんぜんサイト』

休業見込期間（報告時）



2. 労働災害防止の取組について

(1) 転倒災害防止を進めましょう！

原因として、障害物や濡れた床などの作業環境が大きく影響しています。4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を進めて、転倒する原因を減らしましょう。また、冬期には雪や路面凍結による転倒も発生していますので、通行箇所は滑りにくい構造とする、融雪剤や滑り止め砂をまくなどの対策を講じましょう。

(2) 墜落・転落防止対策を進めましょう！

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車について、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務付けられていましたが、荷台からの墜落が多い状況から、令和5年10月1日から新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車まで適用範囲を拡大することとなりました。法令改正に合わせた対策を進めましょう。また、階段からの墜落も多く発生していますので、事業場内の階段を点検いただき、手すりの設置や滑り止めテープの取付、注意喚起の表示や社内ルールの設定など、できるところから取組を進めましょう。

(3) リスクアセスメントを実施しましょう！

作業現場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害が発生した場合の重篤度（けが、健康障害などの程度）と発生の可能性を組み合わせてリスクを見積もり、そのリスクの大きさに基づいて、優先的に行うべきリスク低減措置を検討・実施する先取り型の安全衛生管理手法です。上記（2）のヒヤリハットやKY活動を活用して危険性又は有害性を特定し、積極的な予防対策を講じましょう。

なお、『職場のあんぜんサイト』ホームページでは、リスクアセスメントを円滑にできるように、リスクアセスメント支援システムを掲載していますので、ぜひご活用ください。

(4) 作業手順書を整備しましょう！

作業手順書には、各作業の安全に関する注意事項、非定常時（保守点検、トラブル処理など）の対応方法など、労働者が安全に作業を行う上で必要な事項を分かりやすく盛り込み、その周知を徹底しましょう。

(5) 機械の安全対策を進めましょう！

機械の駆動部や刃部など、接触する、はさまれる、巻き込まれるおそれがあるところには、覆い、インターロックなどを設けて機械の安全化を図りましょう。機械に対して安全対策を行うためには、『機械の包括的な安全基準に関する指針』や各種機械安全規格が示されていますので、これらを活用しましょう。

(6) 職長の権限強化と定期的な教育を実施しましょう！

職長は現場の要です。職長に対しては法定の職長教育などを実施するほか、労働災害防止のための責任と権限を与える、的確に現場を管理させてください。また、雇入れ時、新しい機械導入時、作業方法を変更したときなどは、その対象となる労働者に対して確実に教育を行うとともに、定期的に安全に関する教育を行いましょう。

なお、令和5年4月1日からは、職長教育の対象業種に食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業が追加され、職長教育の実施が必要となっています。

(7) 『見える化』で危険箇所、作業を周知しましょう！

職場に潜む危険には、視覚的に捉えられないものがあります。それらを可視化（見える化）し、危険の存在や作業上の注意事項を分かりやすく周知することにより、見えない危険を回避することができます。母国語で周知することにより、外国人労働者の災害防止にも効果的です。

(8) 重機使用時は作業計画を定めましょう！点検も忘れずに！！

フォークリフト、クレーン、ドラグショベルなどの荷役機械や建設機械を使用する場合は、機械の種類、能力、作業場所、作業内容などに応じた作業計画を定めましょう。また、有資格者に運転させるとともに、特定自主検査、月例検査、作業開始前点検などの各種点検を確実に実施しましょう。

(9) 化学物質リスクアセスメントを実施しましょう！

平成28年6月1日以降に、一定の危険有害性のある化学物質を新規に採用したり、作業方法を変更したりなどした場合は、化学物質に係るリスクアセスメントを実施することが義務付けられています。安全データシート（SDS）を取得し、対象物質が含まれているか確認するとともに、取扱う労働者に安全データシートの内容を周知しましょう。加えて、令和5年4月1日から段階的に化学物質規制が強化されています。化学物質を安全に取扱うための体制整備を進めましょう。



新たな化学物質規制のページ

3. ホームページのご案内

厚生労働省ホームページには、安全衛生に関する各種リーフレットを掲載しているほか、『職場のあんぜんサイト』ホームページでは、労働安全衛生法や関係法令、通達、労働災害事例、化学物質情報、リスクアセスメント支援ツールなど各種情報を見ることができます。

また、宮城労働局ホームページには、宮城県内の労働災害発生状況、当署独自の情報など身近な情報を掲載しています。ぜひご利用ください。



厚生労働省安全衛生関係
リーフレット
ページ



職場のあんぜん
サイト



宮城労働局
ホームページ